

安全情報の提供の拡充

事業者自身において、以下のような**輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用（各事業者のHP等）その他適切な方法で公表**することとする。（令和6年4月より公表義務が適用）

<現行>

- 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的な事項
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する基本的な事項

具体的には、以下の内容を公表することとなっている。（「改正海上運送法・内航海運業法説明会資料」（平成18年9月海事局運輸労務課）【国交省HP掲載】）

- ・ 安全方針及び安全重点施策
- ・ 安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）

※安全管理規程等については、企業情報及び個人情報等は除くことや、概要版の作成とすることも可。

<事業者が公表することとする安全情報>

- 安全管理規程
- 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報（社内における役職、選任年月日等）
- 輸送の安全に関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

※企業情報及び個人情報等は除くことも可。

<イメージ（参考例）>

安全管理規程：（企業情報及び個人情報等は除いた上で掲載。）

安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者：代表取締役、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※
運航管理者：課長、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※
※R8年度 資格者証の交付を受けている者のうちからの管理者選任義務の施行後

輸送の安全に関する基本的な方針：

1. 関係法令等の遵守と安全を最優先とする
2. 安全マネジメント態勢の継続的改善等を実施する 等
（事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念を掲載。「安全方針〇箇条」といった箇条書き形式でも、簡潔な一文で述べることも可。）

輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況：

1. 〇年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
2. 〇年度は、運航基準図に沿った航行を確実に実施し、乗揚等の事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
3. 〇年度は、旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにする ⇒達成状況：・・・ 等

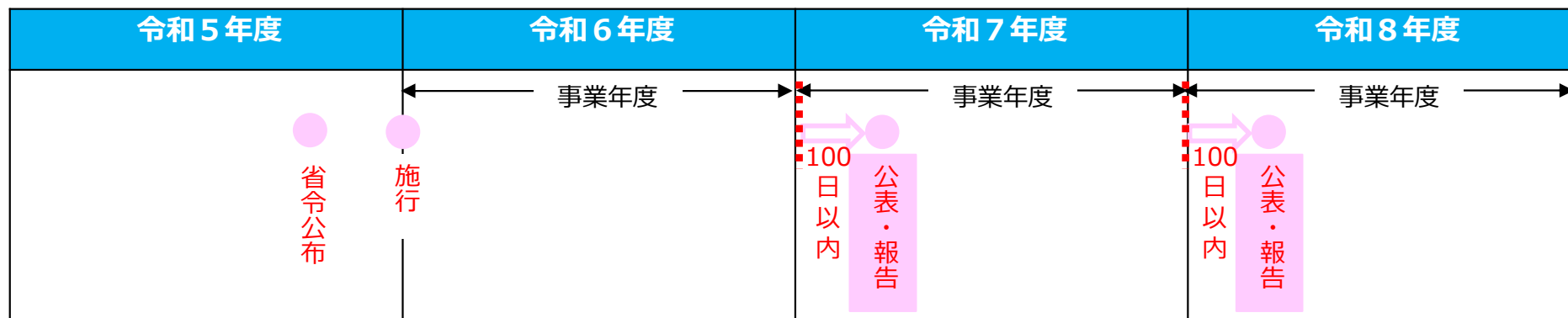
前スライドの内容に加えて、事業者において、以下のような**輸送の安全に関わる情報を、毎事業年度の終了後100日以内にインターネットの利用（各事業者のHP等）その他適切な方法で公表**するとともに、その内容を、**国の定める様式に記入して国に報告**することとし、国において毎年HPで公表することとする。

<事業者・国が公表することとする安全情報に係る省令規定>

- 事業の用に供する船舶に係る情報
- 事業の用に供する船舶の事故に係る情報

(詳細なイメージは次ページのとおり。)

<4/1～3/31を事業年度とする事業者の場合>



<事業者・国が公表することとする安全情報の詳細なイメージ>

【事業者情報】

事業者自身が公表・
国へ報告

- 事業者名
- 事業者のHPサイト
- 営業所の都道府県市町村名
- 事業許可／届出年度
- 事業許可／届出事業の種類
(一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業等)
- 地域旅客船安全協議会への加入状況等【任意】

【船舶情報】

事業者自身が公表・
国へ報告

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命浮輪/救命浮環、救命いかだ/救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日
- 任意の安全設備の搭載状況等の安全に関する取組
(自由記述形式) 【任意】

【事故・行政処分情報】

事業者自身が公表・
国へ報告

- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）
- 過去5年間の行政処分の件数及びURL※
 - ・ 事業の許可の取消し
 - ・ 事業の停止の命令
 - ・ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
 - ・ 輸送の安全の確保に関する命令

※事業者には報告義務はなし。

URL：「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」のURLを表示。

